

岩手県告示第255号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり行う。

令和5年4月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 適性試験及び講習の日時及び場所

日 時	場 所
令和5年7月15日(土) 午後1時30分から	二戸市 二戸地区合同庁舎 1階 大会議室
令和5年7月25日(火) 午後1時30分から	一関市 一関地区合同庁舎 3階 大会議室
令和5年8月2日(水) 午後1時30分から	大船渡市 シーパル大船渡 大会議室
令和5年8月30日(水) 午後1時から	北上市 和賀地区交流センター 多目的ホール
令和5年9月1日(金) 午後1時から	宮古市 宮古地区合同庁舎 3階 大会議室
令和5年9月14日(木) 午前10時から	盛岡市 岩手県公会堂 2階 21号室・26号室

2 受験及び受講の資格 県内に住所を有し、令和2年度に狩猟免許を受けている者

3 受験及び受講の手続 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年岩手県規則第25号）第13条の狩猟免許更新申請書を受験及び受講の日の23日前までに所管広域振興局の保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センターに提出すること。

4 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により試験を中止し、若しくは延期し、又は場所を変更する場合は、その旨告示すること。

(2) 詳細については、岩手県環境生活部自然保護課又は最寄りの広域振興局の保健福祉環境部若しくは保健福祉環境部保健福祉環境センターに問い合わせること。